

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(専門委員の調査審議)</p> <p>第一条 国家公安委員会は、都道府県公安委員会が行った次に掲げるものの支給に係る裁定についての審査請求があつた場合には、当該審査請求に係る専門の事項について専門委員に調査審議させるものとする。</p> <p>一 犯罪被害者等給付金</p> <p>二 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号) 第三条第一項に規定する給付金</p> <p>三 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成二十八年法律第七十三号) 第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等</p> <p>2 [略]</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(専門委員の調査審議)</p> <p>第一条 国家公安委員会は、都道府県公安委員会が行った犯罪被害者等給付金及びオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号) 第三条第一項に規定する給付金の支給に係る裁定についての審査請求があつた場合には、当該審査請求に係る専門の事項について専門委員に調査審議させるものとする。</p> <p>「各号を加える。」</p> <p>2 [同上]</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。